

2020年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

総務省が実施した労働力調査によると、北海道においては、非正規労働者は労働者の約4割にあたる87万人に上る。

非正規労働者は、正規労働者に比べ賃金面等で厳しい労働条件下にあるが、労働基準法で定められている労使による賃金をはじめとする労働条件の決定に、ほとんど関与することができていない状況である。

また、最低賃金については、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」において、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」とされたところである。

このような事情や背景の下、北海道労働局は、北海道地方最低賃金審議会の答申を受け、昨年10月に最低賃金を26円引き上げて861円に改定したが、目標とする1,000円とは未だ乖離がある。

よって、政府においては、2020年度の北海道最低賃金の改正に当たって、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 経済の自律的成長の実現に向け、「より早期に全国加重平均が1,000円になることを目指す」という目標を掲げた「経済財政運営と改革の基本方針」を十分尊重し、最低賃金を引き上げること。
- 2 厚生労働省のキャリアアップ助成金などの各種助成金を有効活用した最低賃金の引き上げを図るとともに、中小企業に対する支援の充実と安定した経営を可能とする実効性のある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和2年（2020年）6月10日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本共産党所属議員全員並びに市民ネットワーク北海道石川さわ子議員